山田町地域おこし協力隊　募集要項
（企画提案）

１　募集背景

岩手県山田町は陸中海岸のほぼ真ん中に位置する、海と山に囲まれた人口 14,000 人ほどの町です。夏は涼しく、冬は雪も少なく東北としては温暖な気候が特徴です。

沿岸部は、山田湾と船越湾の２つの湾を擁し、豊かな漁業資源に恵まれ、カキ、ホタテ、アワビなどが有名です。内陸部には自然豊かな里山が広がり、しいたけ、まつたけなどの山の幸が豊富で四季折々を感じる味覚が盛りだくさんの町です。

山田町では、意欲ある地域外からの人材を受入れ、新たな視点・発想による地域資源の活用、新しい魅力の発見をしていくため、山田町で自分のスキルを活かした事業を行う地域おこし協力隊員を募集します。

「これからのまちづくりの取り組みに挑戦したい」、「地元に戻って貢献したい」という意欲のある方をお待ちしています。

２　募集テーマ

「**企画提案**」

自身が町で取り組みたいこと、実現したいこと、それが町の課題にどのような効果をもたらすかを提案していただきます。

【活動内容】

地域おこし協力隊員が提案する、本町の地域資源を活用した「地域で実践したい活動」「任期終了後の起業、定住を目指した活動」を基に活動していただきます。

３　求めている人材

- 任期終了後も山田町に定住する意思がある方
- 山田町での起業、事業承継、就業を目指す方
- 自分自身の活動を通じて山田町の魅力を発信したいと思う方
- 人と関わることが好きで、様々な世代や立場の方との交流を楽しめる方
- 心身が健康で、地域住民と協力しながら、地域の祭りやイベントなどに積極的に参加可能な方

４　募集人数

若干名　※採用が定員に達した場合には、募集を締め切ることもあります。

５　雇用形態・期間

（１）雇用形態

雇用形態は活動内容に応じて、隊員と担当課が協議のうえ、以下の形態から決定します。

① 任用型隊員

山田町の会計年度任用職員として雇用します。

② 委託型隊員

地域おこし協力隊として委嘱しますが、町との雇用関係はなく、個人事業主として活動します。活動にあたっては、町と活動内容に関する覚書を締結し、報償費を支給します。

（２）期間

初年度の任用期間は任用の日から、同年度の３月 31 日までの１年以内となります。最大３年まで更新できます。

６　募集対象

以下の条件を全て満たす方が対象となります。

（１）生活の拠点を３大都市圏内の都市地域（※１）又は地方都市（条件不利地域（※２）は除く）等の地域から山田町内へ移し住民票を異動させることが可能な方（任用前に既に山田町内に定住又は定着している者を除く。）

※１　３大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※２　条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）

②山村振興法　③離島振興法　④半島振興法

⑤奄美群島振興開発特別措置法　⑥小笠原諸島振興開発特別措置法

⑦沖縄振興特別措置法

（２）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方。

（３）任用の日において年齢が 20 歳以上の方。性別、学歴は問いません。

（４）普通自動車運転免許を所持している方（実際に運転が可能な方に限ります）。

（５）パソコン操作（ワード、エクセル等での書類作成、SNS での情報発信等）が可能な方。

（６）任用型隊員に限っては休日の勤務（イベント参加等）や夜間の会議等、不規則な勤務に対応可能な方。

７　勤務日時・活動時間

（１）任用型隊員

１週につき５日、月曜日～金曜日（業務の内容上、休日に勤務する場合もあります）

８時 30 分～17 時 15 分（休憩時間 12 時 00 分～13 時 00 分）※週 30 時間の範囲内

（２）委託型隊員

月 20 日　１日８時間程度

８　報酬・報償費

（１）任用型隊員

① 基本報酬

月額 226,000 円

（社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、所得税が差し引かれます。）

② その他

期末手当、勤勉手当（６月、12 月）を支給します。

（２）委託型隊員

活動実績を月報及び日報として提出いただき、1 日あたり 14,500 円を活動日数に乗じた金額を報償費として山田町より支払います。

支給上限額は一月あたり 290,000 円とします。

９　休日（任用型隊員）

（１） 原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から１月３日までの間としますが、勤務の都合で休日を振替えることもあります。

（２） 有給休暇は、町の規定日数が与えられます。

（３） ６月から 10 月の間で、７日間の夏季休暇が与えられます。

10　副業

業務に支障のない範囲で可能です。ご相談ください。

11　待遇・支援

- 任用型隊員に限っては社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）加入となります。
- 任期中の活動経費に対して、活動費補助金（年間 90 万円）が活用できます。
- 住宅支援として、月 50,000 円を上限として家賃の一部を補助します。

※次の経費は、自己負担となります。

- 転居に要する経費
- 委託型隊員に限っては社会保険料（国民健康保険、国民年金）
- 委託型隊員に限っては活動中の傷害保険料

12　起業支援

任期終了後の定住に向けて、起業支援補助金（上限 100 万円）が活用できます。

13　応募手続

（１） 受付期間

随時受付選考します。

※採用が決定次第、募集を終了。

（２）応募方法

応募用紙、活動目標、企画提案書（任意様式)、住民票、普通自動車運転免許の写し（表と裏）を郵送してください。

（３）その他

オンラインまたは電話による相談を希望される場合は、随時対応いたします。また、現地見学等を希望される場合も、随時対応いたします。

※現地見学等の場合、交通費及び宿泊費等は自己負担となります。

14　選考方法

（１） １次審査：書類選考

応募用紙、活動目標、企画提案書（任意様式）の記載内容で書類選考を行いますので、もれなく記載してください。面接の日程を、全員に文書で通知します。

（２） ２次審査：面接

提出していただいた書類を基に、プレゼンテーション及び面接を行います。面接会場は未定ですが、交通費等の経費は自己負担となります。

（３）隊員の決定

面接の日から１週間以内を目処に対象者全員に文書で通知します。

（４）その他

選考の経過及び結果の問い合わせについてはお答えできませんので、予めご了承ください。

15　問合せ先

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町３番 20 号

山田町役場政策企画課　まちづくりチーム　渡辺

TEL　 0193-82-3111

E-mail　SC07-2104@town.iwate-yamada.lg.jp